

◎自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則

制定 平成八年十二月九日 公安委員会規則第十四号
改正 平成十四年三月二十九日 公安委員会規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、鹿児島県青少年保護育成条例(昭和三十六年鹿児島県条例第六十五号。以下「条例」という。)第四条第五号に規定する利用カードの自動販売機による販売の公安委員会への届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出部数等)

第二条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に届出を行う場合においては、正副二通の届出書(第三条から第五条までに規定する届出書をいう。以下この条において同じ。)を提出しなければならない。

2 届出書の提出は、当該届出書に係る利用カードの自動販売機の設置場所を所轄する警察署長を経由して行わなければならない。

3 公安委員会に対して同時に二以上の届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、利用カードの自動販売機の設置場所のうちいずれかを所轄する警察署長を経由して行えば足りるものとする。

4 前項の規定により利用カードの自動販売機の設置場所のうちいずれかを所轄する警察署長を経由して届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある自動販売機に係る届出書を同時に二以上提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならない書類のうち同一の内容のものがあるときは、当該同一の内容の書類については、一部をこれらの届出書の正本のいずれか一通に添付して行えば足りるものとする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第三条 条例第十七条第一項の規定による自動販売機による利用カードの販売の届出は、自動販売機による利用カード販売届出書(別記第一号様式)により行わなければならない。

2 条例第十七条第一項第六号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 廣 自動販売機により利用カードを販売しようとする者(以下「自動販売機カード販売業者」という。)が個人である場合にあっては生年月日
- 廣 当該利用カードで利用できるテレホンクラブ等営業所の名称、所在地及び電話番号
- ・ 自動販売機を管理する者の生年月日
- ・ 自動販売機カード販売業者が自動販売機の所有者でない場合にあっては、当該自動販売機の所有者の住所、氏名(法人に

あってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名及び電話番号

- ・ 自動販売機の設置場所の周囲の略図

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 廣 自動販売機カード販売業者が個人である場合にあっては住民票の抄本(外国人にあっては外国人登録証の写し)、法人である場合にあってはその定款の写し及び登記簿の謄本
- 廣 自動販売機を管理する者の住民票の抄本(外国人にあっては外国人登録証の写し)及び誓約書(別記第二号様式)
- ・ 自動販売機カード販売業者以外の所有に係る土地又は建物において自動販売機により利用カードを販売する場合にあっては、その所有者の使用承諾書(別記第三号様式)

(自動販売機による利用カードの販売の届出事項の変更の届出)

第四条 条例第十七条第二項において準用する条例第十四条第二項の規定による自動販売機による利用カードの販売届出事項の変更の届出は、自動販売機による利用カード販売届出事項の変更届出書(別記第四号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、前条第三項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(自動販売機の使用廃止の届出)

第五条 条例第十七条第二項において準用する条例第十四条第二項の規定による使用の廃止の届出は、自動販売機使用廃止届出書(別記第五号様式)により行わなければならない。

(届出済証の交付)

第六条 条例第十七条第一項の規定による届出又は同条第二項において準用する条例第十四条第二項の規定による届出があったときは、公安委員会は、当該届出をした者に対し、届出済証(別記第六号様式)を交付するものとする。

(利用カード自動販売機に表示する届出済証等)

第七条 条例第十七条第二項において準用する条例第十四条第三項の規定による青少年の購入を禁ずる旨の表示は、別記第七号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日公安委員会規則第九号)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正前のテレホンクラブ等営業の届出等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。